

令和 6 年 6 月 22 日現在

機関番号：32606

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01401

研究課題名（和文）家族間契約の研究

研究課題名（英文）Study of Family Contracts

研究代表者

山下 純司（YAMASHITA, Yoshikazu）

学習院大学・法学部・教授

研究者番号：90282532

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、家族関係を形成するため契約、および、家族関係を支えるための契約について研究を行った。

家族関係を形成するための契約として、婚姻外のカップルの関係について研究を行い、パートナーシップ契約の法的効力について論文を公表した。また養子縁組についての比較法研究の論文を公表した。

家族関係をさせるための契約として、家族を受託者とする信託について研究を行い、後見制度ではない方法で、高齢者の財産を家族が管理する契約の問題点と、その解決策について提案をする論文を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

家族関係を形成する契約のあり方を研究することは、従来の民法が想定してこなかったような多様な家族のあり方を合意によって規律する前提として重要である。

また、家族関係を支える契約のあり方を研究することは、高齢者や障害者など、社会的弱者と呼ばれる人々が、広い意味の家族の支援を受けながら、適切な形で社会に参加できるための基盤づくりとして重要である。以上のように本研究の成果は、家族関係の多様化に対応するものであると同時に、社会的弱者の積極的な社会参加を支えるものでもあり、いわゆるインクルーシブ社会の実現という現代的な課題に直接結びついている。

研究成果の概要（英文）：In this research project, we studied about contracts that form family relationships and contracts that support family relationships.

As a contracts that forms family relationships, we researched the relationships between couples without marriage, and published a paper on the legal effects of partnership contracts. Besides, we published a paper on the comparative legal research about adoption.

As a contract that maintains family relationships, we researched trusts with family members as trustees, and published a paper discussing the problems with contracts that allow families to manage the property of elderly people without using a guardianship, and proposing solutions to these problems.

研究分野：民法学

キーワード：民法 家族 契約 信託 私的自治 高齢者 未成年子

1. 研究開始当初の背景

本研究を開始した2020年当時の社会状況として、家族関係について、従来のあり方が自明視されなくなり、多様性が語られるようになったという点が特徴的であった。すなわち、婚姻外のカップルについて、その法的保護を語る文脈の中に、従来の内縁関係や、夫婦別氏の問題だけでなく、パートナーシップ関係や、同性婚といった問題が取り込まれるようになってきた。また未成年子の養育について考えるなかで、特別養子縁組制度の拡大などが課題となっていた。典型的な夫婦関係、親子関係とは異なる家族のあり方を、具体的に論じる必要性が、日本の社会にも認められるようになってきたといえる。

2. 研究の目的

本研究の目的は、家族関係において、契約による関係形成がどこまで可能なのかという問題を明らかにすることである。通常は財産法の領域で語られることの多い「私的自治の原則」について、身分法の領域にどこまで妥当するのかというのが、本研究で設定した具体的な「問い」である。

自分のことは自分で決めるという私的自治の原則の考え方が、家族関係を形成したり、あるいは、家族内部の権利義務関係を調整したりする際に、どこまで尊重されるべきかについては、実はよくわからないことが多い。財産契約であれば、契約自由の原則に基づき、契約関係の成立や、契約内容の形成は、原則として自由に行われるべきであると考えられている。しかし例えばあるカップルが、婚姻とは別の身分関係を合意によって自由に形成できるのかということ、例えば両者の間に生まれる子どもの身分などについては、民法が定めるのと異なる法律関係を合意により形成することはできないと思われる。しかしカップル当事者間の関係について、いかなる合意にも有効性が認められないかということ、そのようにも考えられていない。

そこで本研究では、家族間で結ばれる契約(ここでの「契約」は身分関係を規律するような合意も含む)について、その様々な類型ごとに、意義や効力について研究を行った。

3. 研究の方法

研究当初の計画では、本研究の研究代表者と研究協力者2名の計3名は、定期的に対面形式での研究会を開催しながら情報交換を行い、問題意識のすり合わせを行いながら共同の知見を深めていくことが予定されていた。

しかし新型コロナウイルスの世界的流行により、本研究は開始年度の2020年度から計画変更を余儀なくされた。研究方法の中心と考えていた、対面の研究会を開催することが困難になったのである。さらに2021年度と2022年度も、対面の研究会を行うことはできず、3名の共同研究者もそれぞれ本部校でリモート授業の実施に取り組むなど、コロナ禍への対応に追われて十分な研究時間をとることが困難であった。

そのようななかでも、共同研究者は、各自細々と研究を継続し、本研究に直接、間接に関係する研究業績を発表し、さらに2024年度には、オンライン形式の研究会の開催など新たな研究方法を用いることにより、共同研究の形式を復活させることができた。

4. 研究成果

上述のような事情により、本研究の成果は当初予定していたよりも限定的なものにとどまらざるを得なかったが、あらためて本研究の成果をふりかえてみると、本研究の成果はその問題意識が、「関係を形成する合意から、関係を支える合意へ」という形でシフトしていることが分

かる。これは各共同研究者が、別々に研究活動を進めながらも、コロナ後の日本社会の重要テーマに敏感に反応し、本研究の重心をシフトさせた結果であると考えられる。具体的には次のとおりである。

(1) 関係を形成する合意

本研究の開始当初は、共同研究者は新たな家族関係を形成するための合意のあり方や、家族関係内部での権利義務関係のあり方に問題関心をもっていた。研究代表者山下「婚姻外カップルの多様性と法的保護の論理」は、そのような研究であり、多様な婚姻外カップルの形態を整理し、ライフスタイルの自己決定と、子どもの福祉という二つの価値を尊重するために法は婚姻制度をどのように扱うべきか、またそれはカップルの個別合意とどのような関係に立つかといった問題を扱っている。そこでは、家族に対する国家による支援という観点から、婚姻制度を空洞化しない形での、カップル間の合意のあり方を提唱している。

研究分担者金子の、「未成年の子を養子とする普通養子制度の在り方」は、イングランド法を素材とした比較研究の形式をとっているが、縁組による養親子関係の形成について、日本法との考え方の違い、安定的な家族関係形成のための制度上の工夫を明らかにしている。

また研究分担者久保野の「未成年後見における財産管理面の義務についてのノート」は、未成年子の財産管理を行う後見人の義務について、裁判例を通じて検討を行っている。そこで指摘されているのは、後見人の後見事務は、親権者とは異なる公的性格を有していて、裁量権行使にあたっては、親権者ほどの広範な裁量は認められないといったことである。ここには当事者間の合意によって変更することができない家族内の権利義務関係の一例が検討されている。

(2) 関係を支える合意

これに対して、コロナ自粛期間中及びコロナ後の時期に発表した研究成果は、家族内弱者を「支える」ための合意のあり方を検討するものへと問題意識がシフトしている。

それを端的に表すのは、研究代表者山下による、高齢者の財産管理に関する代行取引のあり方の研究である。山下が2021年度に公表した、「高齢者の金融取引における代理問題について」「高齢者・障害者の金融取引と金融機関の対応」は、いずれも、判断能力不十分な認知症の高齢者が、家族や福祉関係者の支援を受けながら金融取引を行う場合について、その法的な課題等を検討したものである。他方で、「撤回不能信託とその規制」は、当時問題となりつつあった、高齢者の家族の一人が受託者となる家族信託について、当時公表されていた裁判例の問題点をいち早く指摘し、家族信託の健全な発展に必要な方向性を示した。さらに、2023年度に公表した「成年後見制度改正の動向と後見代替型民事信託のあり方」は、こうした問題意識を発展させ、信託を用いた高齢者の財産管理について、契約作成の理念を明らかにするとともに、紛争が生じた場合に備えた新たな制度枠組みの提案なども行う踏み込んだ内容となっている。

こうした研究成果は、判断能力の不十分な当事者の意思決定を支援することで、高齢者や障害者も積極的に社会に参加することを目指す、いわゆるインクルーシブ社会の実現という現代的な課題に結びついている。2023年3月に、成年後見制度の見直しに関する民法改正のための法制審議会部会が設置された。そこでの課題の一つが、財産管理に関する本人の意思の尊重であり、信託はその有力な手段の一つと考えられている。研究代表者山下と研究分担者久保野は、同部会の構成員として、本研究の成果を直接社会に還元する機会に恵まれた。さらに研究分担者金子も、2023年に高齢者の法をテーマとする学会シンポジウム報告を行うなど、関連する研究活動を精力的に行っている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 山下純司	4. 巻 6月号
2. 論文標題 成年後見制度改正の動向と後見代替型民事信託のあり方	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 月報司法書士	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下純司	4. 巻 2024年度版
2. 論文標題 総括所見における法の下での平等（成年後見制度）をどのように評価するか	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 発達障害白書	6. 最初と最後の頁 9 - 11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下純司	4. 巻 2022年（下）
2. 論文標題 別れさせ工作委託契約の有効性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法判例リマックス	6. 最初と最後の頁 14-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子敬明	4. 巻 3
2. 論文標題 生存配偶者の姻族関係終了と祭祀承継	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 民法判例百選（第3版）	6. 最初と最後の頁 114-115
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下純司	4. 巻 22
2. 論文標題 撤回不能信託とその規制	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 家族信託実務ガイド	6. 最初と最後の頁 2-6頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下純司	4. 巻 40(4)
2. 論文標題 高齢者の金融取引における代理問題について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 年金と経済	6. 最初と最後の頁 25-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下純司	4. 巻 94
2. 論文標題 高齢者・障害者の金融取引と金融機関の対応	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 実践成年後見	6. 最初と最後の頁 4-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下純司	4. 巻 15
2. 論文標題 認知症高齢者の自己決定と預金・信託	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 信託フォーラム	6. 最初と最後の頁 57-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下純司	4. 巻 1025
2. 論文標題 成年年齢引下げの背景	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中等教育資料	6. 最初と最後の頁 10-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下純司	4. 巻 第2巻
2. 論文標題 婚姻外カップルの多様性と法的保護の論理	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 二宮周平・犬伏由子編『現代家族法講座 第2巻 婚姻と離婚』	6. 最初と最後の頁 27-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保野恵美子	4. 巻 84巻3-4号
2. 論文標題 未成年後見における財産管理面の義務についてのノート	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学	6. 最初と最後の頁 59-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子敬明	4. 巻 84
2. 論文標題 高齢社会における人・財の法 (イギリス)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 134-138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子敬明	4. 巻 73巻9号
2. 論文標題 未成年の子を養子とする普通養子制度の在り方	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 53-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子敬明	4. 巻 単行本
2. 論文標題 イングランド法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 大村敦志監修『相続法制の比較研究』(商事法務)	6. 最初と最後の頁 81-147
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 金子敬明
2. 発表標題 高齢社会における人・財の法：イギリス法
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 久保野恵美子(共著)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 368
3. 書名 新基本法コンメンタール相続(第2版)	

1. 著者名 金子敬明、幡野弘樹、羽生香織	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 323
3. 書名 民法7 家族	

1. 著者名 深谷 格、森山 浩江、金子 敬明	4. 発行年 2022年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 610
3. 書名 生と死の民法学	

1. 著者名 窪田 充見、大塚 直、手嶋 豊、久保野 恵美子、泉水 文雄、建部 雅、前田 健、若林 三奈、和田 真一	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 560
3. 書名 事件類型別 不法行為法	

1. 著者名 幡野 弘樹、齋藤 哲志、大島 梨沙、金子 敬明、石綿 はる美	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 336
3. 書名 フランス夫婦財産法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	久保野 恵美子 (KUBONO Emiko) (70261948)	東北大学・法学研究科・教授 (11301)	
研究分担者	金子 敬明 (KANEKO yoshiaki) (80292811)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関